

●一般公開シンポジウム

「公認心理師の養成は今後どうあるべきか：

公認心理師養成大学教員連絡協議会の報告をもとに」

# 公認心理師養成における 現場実習指導の現状と課題

桜美林大学自然科学系／  
公認心理師養成大学教員連絡協議会  
現場実習ワーキンググループリーダー  
長田 久雄

桜美林大学心理・教育学系／サブリーダー  
小関 俊祐

# 公認心理師養成における留意事項

文部科学省(2017)

- 1) 実習演習科目の担当教員に関する事項
- 2) 実習指導者に関する事項
- 3) 教育に関する事項
- 4) 実習に関する事項

→ 実習指導の充実を図る。

⇒ 特に心理実践実習については、  
**実習時間**や**実習分野**などが定められている。

# 現場実習に関する制度上の要点(大学院)

## 【実習時間について】

- **心理実践実習の時間は、450時間以上。**
- **実習において担当ケース(心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等)に関する実習時間は計270時間以上(うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上)とする。**

# 現場実習に関する制度上の要点(大学院)

## 【実習分野について】

- 主要5分野(保健医療・福祉・教育・司法犯罪・産業労働)のうち**3分野以上の施設**において、実習を実施することが望ましい。ただし、**医療機関における実習は必須**。
- 医療機関以外の施設においては、**見学を中心とする実習を実施しても差し支えない**。

# 公認心理師養成に関する大学院の現状

2015年9月 公認心理師法 公布

～2017年9月

2017年度・2018年度入学生(M1～実習)の  
実習に関する準備・調整・申請

2018年4月 2018年度入学生を対象とした本格開始

～2018年9月

2018年度(M2～実習)・2019入学生の  
実習に関する準備・調整・申請

# 公認心理師養成に関する大学院の現状

「国家資格」の養成なのに、  
各大学がバラバラでは、**心理学の  
強みを十分にアピールできない**

各大学、いろいろと苦慮している  
ことは耳にするが、**実際に何に  
困っている**のだろうか？



# 現場実習ワーキンググループの発足

## 【現場実習ワーキンググループメンバー一覧】

(敬称略・あいうえお順)

### ◎グループリーダー、※サブリーダー(事務・総務)

石川信一	同志社大学	境 泉洋	宮崎大学
石垣琢磨	東京大学	鈴木伸一	早稲田大学
石原俊一	文教大学	田中恒彦	新潟大学
岡島 義	東京家政大学	谷口敏淳	福山大学
尾形明子	広島大学	種市康太郎	桜美林大学

◎長田久雄	桜美林大学	野村和孝	早稲田大学
加藤伸司	東北福祉大学	宮脇 稔	大阪人間科学大学
※小関俊祐	桜美林大学		

(2018年8月時点)

# 現場実習ワーキンググループの これまでの活動

## 【活動のねらい】

- 1) 心理実践実習の、特に学外機関での  
実習におけるさまざまな課題の共有と  
解決方略の検討
- 2) 公認心理師の質保証に寄与するための提言



# 現場実習WG活動の実績と方法

- 各大学の特徴や地域性などの特異的な要件があることも踏まえつつ、WGのメンバーが、**現場実習に関して直面している困難や懸案事項に関して、意見の集約を行った。**
- **対象：現場実習WGのメンバー15名**
- **期間：2018年6月～7月**
- **手続き：メールにて自由記述用の回答用紙を配布し、収集を行った。**

# 現場実習WGにおける意見集約

**【意見集約項目】**      すべて自由記述にて実施

- 1)実習先の確保について
- 2)実習指導者の選定について
- 3)実習内容について
- 4)巡回訪問について
- 5)実習時間のカウントについて
- 6)事前・事後指導について
- 7)スーパーヴィジョンのあり方について
- 8)主担当ケースの基準と時間確保について
- 9)今後、現場実習WGで検討することについて

# 1) 実習先の確保について

- 現場の**負担**
- 同地域の**他大学との関係性**
- 実習**分野**ごとの調整
- **実習内容**に関する課題 など



**実習先の取り合い**になったり  
実習先の業務過多になったり  
することは避けたい。

## 2) 実習指導者の選定について

- **実習指導者の技能**に関する課題
- 将来的な課題として、移行措置後の**実習指導者の確保**

現行



移行措置後  
(時期未定)

実務経験を積んだ  
**臨床心理士**などが、  
実習指導者に関する  
調書を提出して担当

**公認心理師**が  
実習指導者を  
担当？

### 3) 実習内容について

- **主担当ケースの確保**
- **実習先の指導方針と大学院の指導方針の共有に関する課題**

公認心理師制度要件

240時間以上の  
主担当ケースの実習

「主担当」の  
基準は？

院生に  
任せられる？



## 4)巡回訪問について

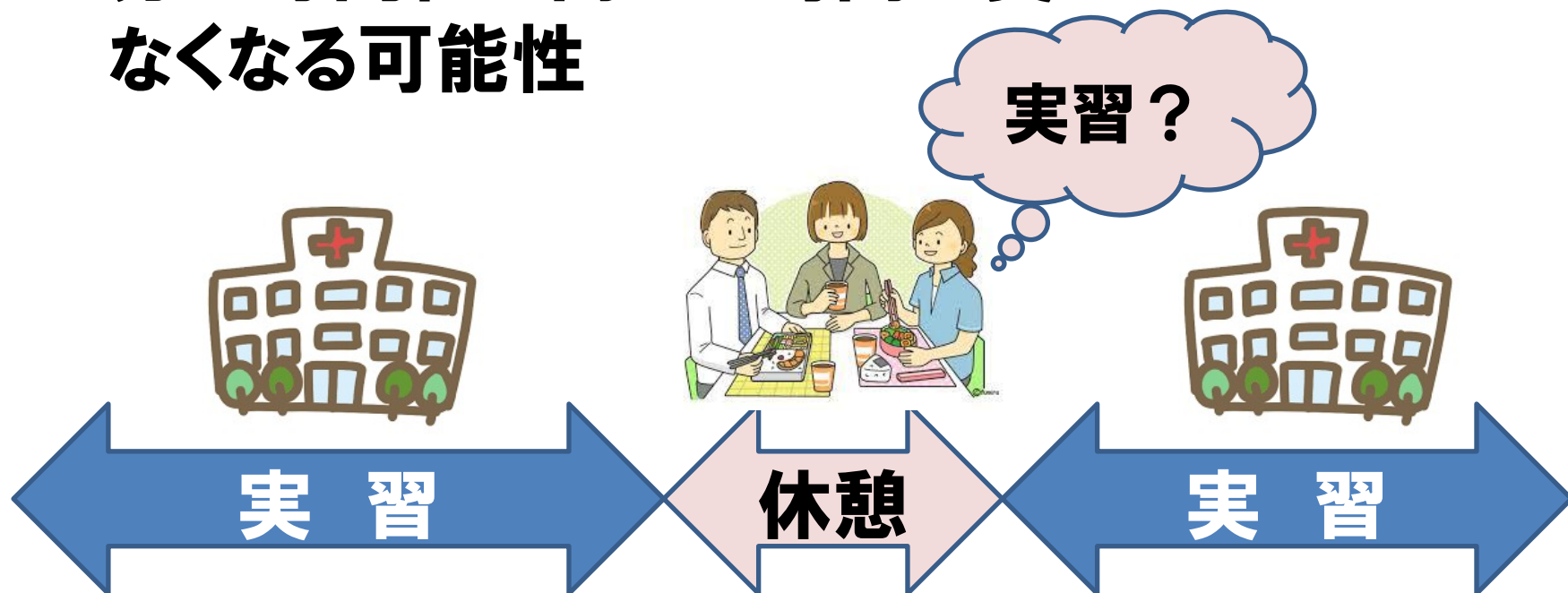
- 5回の実習に1回の巡回訪問は、教員、実習先の**双方にとって過剰な負担**になる。
- 実習指導者と教員の意見が異なる場合、**実習生が混乱**する場合が想定される。

週1ペースで実習に行き、  
ほかの曜日に教員のSVを  
学内で受ける形が適切では



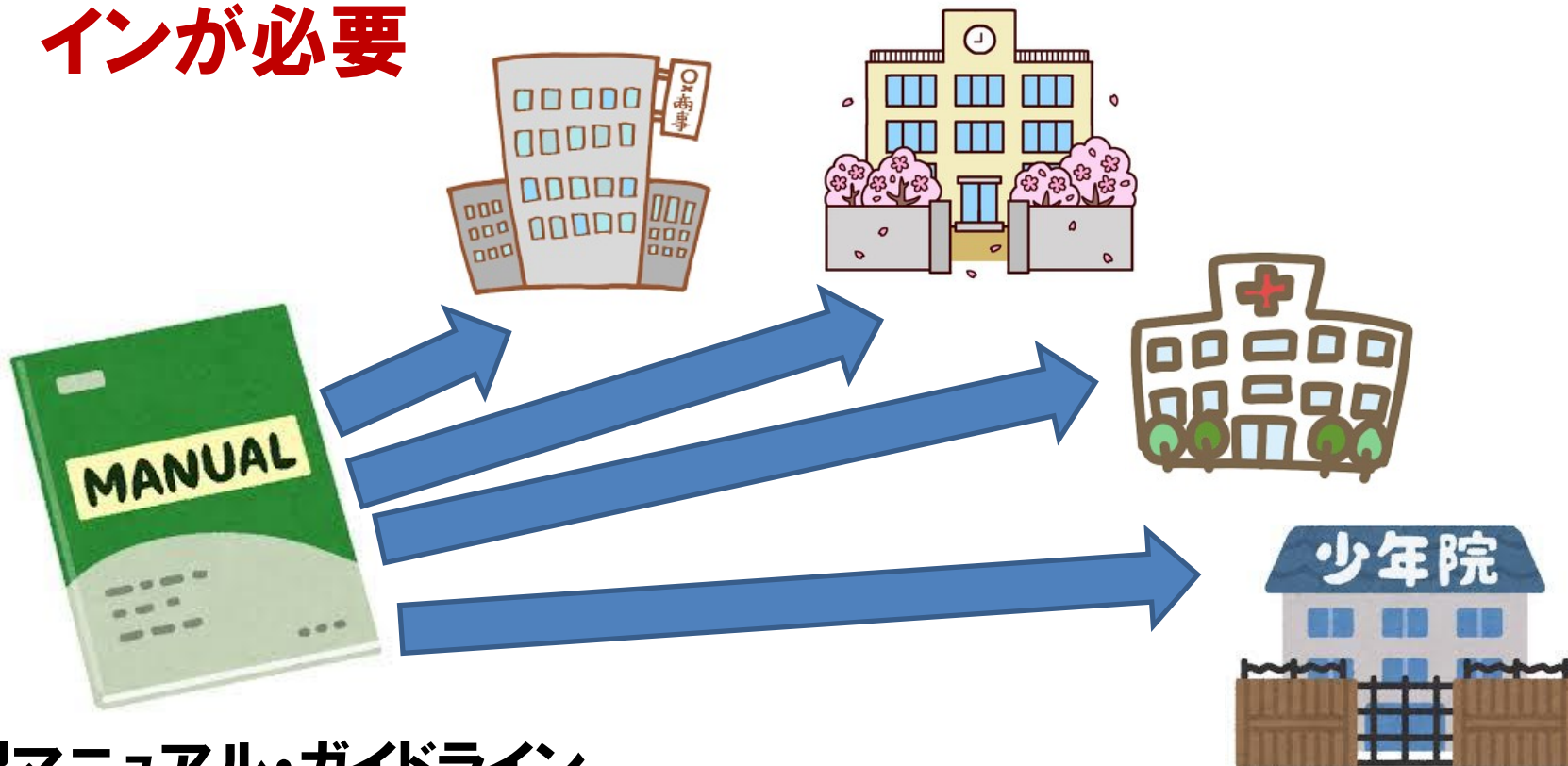
## 5) 実習時間のカウントについて

- 学生間，大学間で実習時間の捉え方が異なることが予想され，**統一基準が必要**
- 院生の**自由度が少なくなる**ことで，修論や，自分の専門性を高める時間に費やすことができなくなる可能性



## 6)事前・事後指導について

- 施設間で事前指導・事後指導等で重視する点が異なるので、実習全体についての**ガイドラインが必要**



実習マニュアル・ガイドライン



## 7)スーパーヴィジョンのあり方について

- **何を目的として、どのような技能や知識を身につけさせることがあいまい。**
- **学外実習のSVを学内教員が行うことへの倫理的問題。**



## 8) 主担当ケースの基準と時間確保

- 医療や教育領域では**担当ケース**を持つことが困難である。
- 実際には、**ケースを任せることが困難な院生**も出てきてしまうのでは。公認心理師試験には面接はない。

公認心理師としての  
**質保証の検討が必要!**



## 9) 今後、現場実習WGで検討すること

- 実習内容
- 巡回指導に対する負担
- 運用や評価の基準



# 課題と今後の方針

- 現在、各課題に対する、大学での工夫や対応策について共有している。

## 【今後の方針】

- 実習内容について、分野(領域)ごとの特徴を踏まえた具体的内容の検討
- 実習時間や実習内容、評価などについて、公認心理師のクオリティコントロールの観点から、各大学における評価方法の共有を図っていく

# 現場実習WGの中期的展望

- 多くの大学で、1年半後に大学院、3年半後に学部の**現場実習の成果が確認**できる。  
⇒ 養成者(大学教員, 実習担当者)と実習生(学生)の双方の視点からわかる,  
**実際の課題の共有と検討**
- 将来的には、**5年後に政策提言,**  
**実習先マニュアル(ガイドライン)の作成**を視野に入れる。  
⇒ 今年度は**年度末に報告書**を提出

# 前日の打ち合わせで出てきた課題

- **実習の評価方法**

⇒ 事前・事後教育の充実と評価方法の確立  
分野ごとの用語理解の対応

- **ガイドブック, 実習マニュアルの作成**

⇒ 先行他領域の実習マニュアルの調査  
各大学院での実習マニュアルの共有

- **厚生労働省への心理領域実習に関する働きかけ**

**ご清聴ありがとうございました。**

